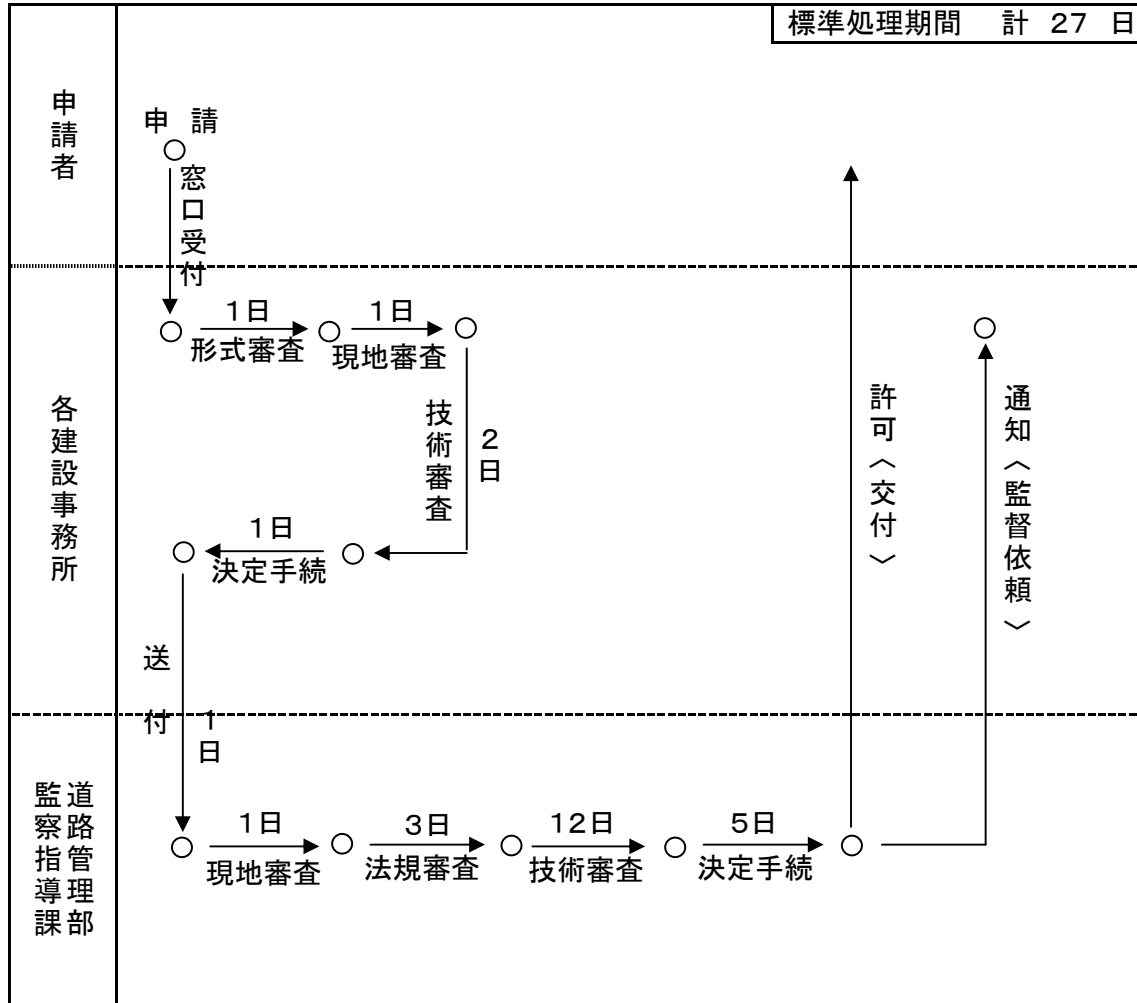


# 事務処理フロー図

事務名 道路予定地における占用許可  
《事務処理フロー図》

作成部署 建設局道路管理部監察指導課 電話40-475  
《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載もれがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	現地調査	現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
3	技術審査	建設事務所補修課等において、技術的な面から適正な施工が行われるか審査します。
4	決定手続	本庁副申について、事務所長が決定します。
5	送付	決定後、道路管理部監察指導課が決定します。
6	現地調査	現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
7	法規審査	申請書の内容について、道路法及び東京都道路占用規則等を満たしているかどうかを審査します。
8	技術審査	道路管理部保全課において、より高度な面から技術審査を行います。
9	決定手続	許可の可否について、道路管理部長が決定します。
10	許可	申請書に許可します。